学校図書館部会報 45

発行日：2014 年 3 月 29 日
発行者：日本図書館協会　学校図書館部会（部会長：高橋恵美子）
連絡先：〒252-0318　神奈川県相模原市南区上鶴間本町 6-7-3-303
Tel. 042-743-1449（Fax 共通）　E-Mail：gakutobukai@jla.or.jp

INDEX

学校図書館部会・図書館学教育部会合同研究集会「『学校司書』のちからを考える」（報告）
基調講演「学校司書に今期待されるもの」　平久江　祐司　2
報告(1)「今、学校司書は」　高橋　恵美子　4
報告(2)「学校司書に必要なちからとは」　千田　つばさ　6
報告(3)「養成の立場から考える学校図書館専門職員の在り方
ー図書館学教育部会意見募集結果から―　村上　泰子　8
研究討議　10

《特集》本来望ましい職員制度／学図法、自分ならこう考える
（1）本来望ましい学校図書館職員制度とは　中村　崇　17
（2）学校図書館の「人」の問題と学校図書館法　佐藤 千春　19
《資料》「学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案」に対する要望　21
「非正規の学校図書館員としての 20 年」　田沼 恵美子　23
公立高校図書館職員実態調査 2013　調査結果分析　26
『はだしのゲン』閲覧制限問題をめぐって　堀岡　秀清＋高橋　恵美子　27
近畿ブロック集会報告『今こそ考えよう 学校図書館～ 学校図書館法成立から 60 年 ～』　谷嶋　正彦　29
JLA 学校図書館部会　近畿ブロック集会に参加して　本橋　範子　31
幹事会からのお知らせ　32

学校図書館部会・図書館学教育部会合同研究集会の報告

2013 年 12 月 14 日（土）日本図書館協会 2 階研修室において、図書館学教育部会との合同研究集会「『学校司書』のちからを考える」が開催された。出席者は 65 名。　＊編集担当より：この報告は、図書館情報学教育部会「会報」第 106 号用に作成されたものを学校図書館部会報にも収録させて頂きました。

【内容】
基調講演「学校司書に今期待されるもの」　平久江祐司　筑波大学図書館情報メディア系教授
報告(1)「今、学校司書は」　高橋恵美子　学校図書館部会部会長　前神奈川県立高校学校司書
報告(2)「学校司書に必要なちからとは」　千田つばさ　東京都立狛江高校司書
報告(3)「養成の立場から考える学校図書館専門職員の在り方
－図書館学教育部会意見募集結果から－
（村上泰子　関西大学教授　図書館学教育部会幹事）
研究討議

＜基調講演＞

学校司書に今期待されるもの

平久江 祐司（筑波大学）

学校図書館部会と図書館学教育部会の初めての合同研究集会に講師として参加させて頂いたことは､大変光栄なことと思っています。今､合同研究集会が終わって感じているのは、研究討議において本当にたくさんの質問を頂き、参加者の皆様の学校図書館に関する関心の高さを改めて感じることができ、学校図書館の研究者として大変心強く思ったことです。またその反面、参加者の関心や期待に十分に応えることができたかという不安も残りました。そこで、この誌面をお借りして、研究集会での私の発表の概要と質疑応答で印象に残った点などについてまとめ、報告とさせて頂きたいと思います。

私は、本研究集会では「学校司書に今期待されるもの」という題目で 40 分間講演を行いました。講演は、時間の関係でいくつかのスライドを端折った少々慌ただしい発表となってしまいました。発表の概要は、学校図書館の専門職制度に関する議論の論点と系譜についてまず整理し、次に近年の学校図書館に関する政策・提言の動向と学校司書の現状について説明し、最後に学校司書の課題と展望について述べました。

学校図書館の専門職論の系譜については、1980 年の「学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律案要綱(四者合意最終案)」をひとつの転機として、現場の活動や要請を重視するボトムアップ・アプローチから社会的要請を重視するトップダウン・アプローチへと転換してきたことを述べました。前者としては、従来の司書教諭と学校司書の「二職種併置論」､「専任司書教諭論」などが位置づけられ、また後者としては「情報専門職論」などが位置づけられると考えられます。学校図書館に関する近年の政策･提言については、1995 年以降の学校司書の問題に影響を与えたと思われる政策・提言についてまとめまし

た。その中でも参加者に一番関心が高いと思われるのが、2013年8月に発足した「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」の審議の経過です。これについては、私は委員の一人としてこの会議に参加していますが、私的見解として(1)学校図書館の情報センター機能を学習センター機能から明確に区分し、情報リテラシーの育成や「教育の情報化ビジョン」(2011)に対応させたこと、(2)学校司書の役割を「間接的支援に関する職務」、「直接的支援に関する職務」、「教育指導への支援に関する職務」の3つに分け、現場で教育支援に従事する学校司書の実情をその役割に反映させたこと、(3)学校司書の役割の専門性に必要な知識・技能を明示したこと、(4)学校図書館に係わる校長等の管理職や教育委員会の役割について言及したことの4点を、これまでの当該会議における検討結果の意義として示しました。また学校司書の配置の現状では、小中学校と高等学校との配置や処遇に格差が見られること、特に小学校においては雇用条件に「司書資格」や「司書教諭資格」等の資格を求めるものから「条件なし」も少なからずある等の校種間や地域間格差が見られることなどを説明しました。

これらの点を踏まえて、最後に学校司書の課題と展望について述べました。学校司書の課題については、前述の現状の説明からも幾つかの点は明らかになっているかと思いますが、多くの非常勤職員の存在（小中と高の雇用格差、民間委託等）、専任から複数校兼務の勤務形態の格差等4点ほどあげました。そして、学校司書に今後期待されることとして質の確保をあげ、そのために必要な条件整備として、(1)司書・司書教諭資格を持った学校司書の雇用の促進、(2)学校司書の公共図書館での実習や人事交流の促進、(3)専門的職務に必要とされる知識・技能（コンピテンシ）の明確化、(4)学校司書の校種別の研修モデルと教材の開発及びその共有化の4点を示しました。以上が講演の概要になります。これらの点については、補足説明が必要であると思いましたが、時間の関係で十分な説明をすることができず残念に思いました。

最後に他の報告者といっしょに参加者との質疑応答が行われました。質疑では多くの質問がなされましたが、その中で印象に残っているのは、学校図書館の担当者として、学校司書と司書教諭のどちらが中心となって図書館運営をしていくべきか、というような二者択一的な議論が見られたことです。こうした二者択一的な議論は、筆者も大なり小なり耳にする機会がこれまでにもありましたが、こうした議論がなされる背景には、近年学校教育において言語活動の充実や学校図書館の教員サポート機能の強化の提言等がなされ、学校図書館の学習への活用の期待が高まってきたこと、また学校図書館の担い手である司書教諭と学校司書の二職種配置の学校数が増加してきたこと等が挙げられるのではないかと思います。こうした背景の中で、司書教諭と学校司書のどちらが中心となって学校図書館を運営していくかという議論は、これは法的な解釈とは別に、その運営面から切実な問題になってきているといえます。両職種の役割関係を考える上での難しさは、学校図書館担当者（司書教諭と学校司書）の役割が事務から司書、さらには教員に至るまでの幅広い役割を担っているところにあります。一例を挙げると、生徒の学習活動への図書館担当者（司書教諭と学校司書）の支援は、利用案内や読書相談から利用指導や読書指導へと展開していく場合も多く、その中で学校図書館担当者が効果的な支援を行っていくためには支援の一貫性というものが重要になります。つまり、案内・相談という直接サービスから教育指導へと転換していく活動領域において両者の役割に一線を画することは極めて難しいといえます。こうした学習支援の一貫性という観点

からみると、学校図書運営においては、司書教諭と学校司書の二者択一論から脱却することが必要であることがわかります。そこで、両者が協働して学習支援に取り組むための環境づくり、条件整備を進めていくことが重要になります。これには現場の担当者レベルの努力だけでなく、国や地方教育委員会等の積極的な関与も必要になってくると思います。

以上、発表と質疑の概要とその説明を述べてきましたが、学校図書館部会と図書館学教育部会の合同研究集会での一連の議論は、学校図書館担当者の現状やその養成に対する実務者と研究者の共通認識を形成する機会として非常に有意義であったと感じました。今後もこうした研究集会が開催されることを期待して報告の最後としたいと思います。

＜報告(1)＞

今、学校司書は

高橋 恵美子（学校図書館部会部会長
・前神奈川県立高校学校司書）

1　学校司書とは

最初に公立小中高校の司書教諭（発令数）と学校司書の人数比較を行った。1997 年の学校図書館法「改正」により 2003 年度には司書教諭の発令数が大幅に増加したが、それまでは学校司書の数の方がはるかに多かった。文科省の「学校図書館の現状に関する調査」で学校司書（学校図書館担当職員）についての調査項目が加わったのは 2005 年調査からだったが、以来調査のたびに学校司書の数が増え続けている。法律に根拠を持たない学校司書が、もともと数が多かったこと、また司書教諭発令後も数を増やし続けていることは、驚くべきことである。（下表参照）

それは学校図書館法の矛盾によるということで、まずは学校図書館法第４条の記載を例にあげた。たとえば「１　図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。２　図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。」は、学校司書がいる場合、学校司書が行っている仕事である。さらに学校図書館法第５条２項では「前項の司書教諭は、～教諭をもって充てる。」となっており、司書教諭は学校図書館の司書の仕事をすることになっているが、「教諭をもって充てる」規定のために、司書の仕事に専念できない矛盾した規定になっている。学校司書は学校図書館法の（司書教諭ができない）司書の仕事を担う存在なのである。

このことは配置率、正規職員率の高かった高校の学校司書の実践において 1980 年以降出版等で明らかになっており、一方文科省サイドも 2005 年度「学校図書館の現状に関する調査」からは、それまでの学校図書館担当事務職員の呼称を学校図書館担当職員とするなどの変化がある。また現在進行中の文科省「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」においても、学校司書の仕事内容を、学校図書館の司書の仕事に教育指導的側面を加える方向で整理されつつある。

公立小中高校の司書教諭（発令数）と学校司書の人数比較

	1954	1974	1980	1995	2002	2003	2010
司書教諭発令数	231	334	312	記載なし	4563	22053	23218
学校司書	3714	6029	7516	8218	10387	記載なし	17191

さらに学校図書館部会長として取材を受けた2013年11月15日付読売新聞記事「司書の役割　明示必要」を紹介した。この記事で全国学校図書館協議会森田盛行理事長は次のように発言している。「学校司書がいないと司書教諭が司書の仕事を担うことになり、他の先生と図書館を使った授業計画を練り、一緒に授業をやるなど、司書教諭本来の仕事ができない」この発言は、司書教諭本来の仕事は司書の仕事ではない、と言っているのと同じである。学校司書が司書の仕事を担っていることは一般的に認知されてきている。

学校司書の雇用の実際は、法律による規定がないこともあり、校種や自治体によってさまざまに異なる。小中学校の場合は近年大幅に数を増やしているが、配置率、正規職員率、有資格者率が高校に比べると低い。特に近年増加しているのが非正規職員であるという問題がある。高校の場合、配置率、正規職員率、有資格者率が小中学校より高いといっても、近年配置率、正規職員率が低下する傾向にある。高校では学校司書が減っているのである。

2　学校司書の実践、その実際

学校司書の実践について紹介する。一つは豊中市小学校の内川育子さんの実践、もう一つは島根県立高校漆谷成子さんの実践である。

内川さんの実践報告は、いつも子どもの姿が生き生きと浮かぶレファレンスの実際の様子からはじまる。図書館を使う授業に対しても、百科事典の使い方や分類について子どもたちに伝えている。そして学校司書の地区の研究として、教科書を検討し図書館がどんな支援ができるか支援表にまとめることをした。その表を今度は学校で、司書教諭や教諭にわかりやすく伝えることもする。

内川さんの実践を可能にしているのは、図書館専任で有資格（司書資格）、非正規職員ではあるけれども時間的には限りなく正規職員に近い勤務時間を確保していること、そして月1回の研修である。背景に豊中市の教育行政の支えがあることも無視できない。

漆谷成子さんは島根県の専任・専門（司書資格）・正規の学校司書である。漆谷さんはこの高校に異動して最初の1年は授業で使える図書館づくり（レイアウトの変更、見出し・サインづくり、廃棄作業等）に専念した。そして図書館を使う授業に対して、図書館として何ができるかを見定めた。2年目から「総合的な学習の時間―人権―」で「著作権」「インターネットの長所・短所」の説明を行い、保健体育のレポート学習ではワークシートを使用して授業の効果をあげることをはじめる。3年目、「総合的な学習の時間―人権―」で発表方法の変更を提案する。また1年目からほかの教科の授業や進路指導に対しての図書館からの案内（LibraryNAVI、新聞のクリッピングなど）といった活動が知られ、図書館を使う教科は増えていく。4年目、図書館を使う教科は年間230時間になり、「情報リテラシー・論理的思考力・学びの意欲の育成に関わる3年間のシラバス」を作成して、年度末の職員会議で報告した。このシラバスは次年度、学校の正式な手順を経て改めて作成されることになっている。漆谷さんの実践では、積極的に授業と関わり、情報リテラシー・論理的思考力をワークシート等を使って生徒に伝え、また教師に対して改善方法を提案していく学校司書の姿が浮かびあがる。

二人の実践から、学校司書の活動の教育指導的側面は専任・専門・正規といった一定の条件があることで実現することがわかる。

3　まとめ

学校司書の実践は知られていない。全国学校図書館協議会の機関誌だけ見ていては、学校司書の実践の実像はわからない。学校司書の実践は、学校図書館問題研究会の発行物（『がくと』『学図研ニュース』ほか）、日本図書館協会学校図書館部会の発行物（『学校図書

館部会夏季研究集会報告集』『図書館と自由』ほか)、日本図書館研究会『図書館界』などの文献を見ていかないと、わからないのである。近年学校司書による著作が次々と刊行され、学芸大学附属学校の司書グループによる「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース（http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/）といったユニークなサイトも出てきている。

学校司書は、学校図書館の司書の仕事を担う存在であること、そしてその活動の領域は教育指導的側面に関わるものであることを確認して報告とする。

＜報告(2)＞

学校司書に必要なちからとは

千田 つばさ（都立狛江高校司書）

着任当時、本校図書館は自習室としての利用、期待がメインであった。図書館を変えていった実践を報告し、そこから見えてきた学校司書に必要なちからについてお話したい。

1　図書館＝自習室？

勉強をする場として利用は多かったものの、分類やサイン等きちんと整備されているにも関わらず、授業での利用や貸し出しは多くなかった。これでは学習指導要領にあるような探究的な学習に利用される図書館、知的好奇心を刺激し、幅広い読書に導く図書館とはならない。そして、高校の図書館として、生徒によっては最後の学校の図書館であり、このままのイメージで社会に出て行くことに危機感を抱いた。

2　脱却するためのチャレンジ

（1）来館しない人に

まず図書館に来ない人への働きかけを行った。広報より先に生徒・学校についての情報収集が必要だと考えた。図書館の外に出て、学校行事への参加、部活動・授業の参観、休み時間や放課後の校内の様子を見るなどした。紙ベースのものからも情報収集を行い、学校行事予定表や学校経営計画、前年度の会議資料や利用統計などを見ていった。見えてきたのは、生徒、教員の忙しさだった。

生徒は、部活や行事や勉強で忙しい。しかし、読書調査からは読書が好きである生徒が多いことがわかった。また図書館に親しいイメージを持っていないこともわかってきた。そこで、「図書館だより」や図書館の外への掲示で、楽しいイメージを伝えることを心がけた。生徒に興味をもってもらえるトピック、形、方法を考えた。生徒からの発信は効果が高いため、図書委員会の生徒と広報紙の発行やポスター、イベントなどを行った。

教員は、生徒に読書や調べ学習をさせたいと考えていることがわかった。しかし、大学受験や授業時間の余裕のなさから、授業で調べさせることや図書館を使うこと、読書の機会を作ることにハードルを感じているようだった。そこでまず、図書館、司書ができることを教員に伝えるため、教職員向けの利用の手引きを配布し、ガイダンスを行った。図書館での生徒や授業の様子を知らせるために、職員会議で利用報告を行い、教職員向け図書館だよりを配布した。授業支援に関して、本校は使える時間の少なさがネックとなっていたため、この点に気をつけて打ち合わせを行った。教員の目指すことをよく聴き、それが実現できるよう司書からも提案を行っている。例えば、家庭科の保育分野の調べ学習で図書館が使われた際は、教員との打ち合わせの中から、班での話し合いと、発表に力を入れたいという希望が分かった。そこで、図書館では資料をテーマごとに集めて別置しておくこ

とを提案した。そして、調べ方のガイダンスを行う際に、まとめ方、発表方法についても説明を行った。調べてまとめるまで、二時間程度で行うことができた。生徒の発表も司書が見に行き､授業後に教員と情報交換を行い、次年度に生かしていくようにしている。教科によっては、授業時間には図書館に来ることはできないが、実験レポートなどを書かせる際に、きちんとした資料を使わせたいという場合もある。こういった場合でも、司書と授業担当者が打ち合わせを行うことで、教員の希望に応じて資料の収集や別置、パスファインダー作成、レファレンスなどを行うことができている。授業だけでなく、図書館の専門家として学校全体の役に立てそうなことは積極的に声をかけるようにしている。

（２）来館者に

来館者に向けては、まず見た目でイメージを伝えられるよう考えた。入りやすい入口、入ると本が目に飛び込むようなレイアウト、くつろぎの雰囲気のあるブラウジングコーナーなどである。

選書や展示もメッセージを伝えてくれる。本が自分の世界になかった人にも手に取ってもらえるような幅広い本を選ぶようにし、小説に偏らないようにした。図書館を生徒の持っている興味や問題が解決できる場として認識してもらうため、本校の生徒の関心の高い分野の展示は重点的に行っている。進路や小論文､部活動､行事についてなどである。また、季節の展示や参加できる展示は図書館の楽しさを伝えてくれる。読書週間には、読書マラソンを行い、本を読んだ生徒のコメントカードを図書館に掲示するなど読書を可視化し、読書の楽しさを伝え、読書する雰囲気作りを行っている。

授業関連の展示も常時行っている。教員どうしの授業の話のきっかけになることもある。探究的な学習が行われる際は、本だけでなくワークシートも一緒に掲示したり、生徒作品を展示したりすることで、学び方を学ぶ場所としての図書館というイメージを伝えている。

（３）図書館を外へ

図書館の動きは見えにくいので、情報を出していくことを意識している。会議などで利用を報告したり、掲示物を廊下に貼ったり、学校ホームページの図書館のページを作成したりしている。

３　司書の役割

このような取り組みにより、生徒の利用、教育活動の様々な場面での利用が増えてきた。本校の図書館が変化していく中で考えた、学校図書館が活用されるために学校司書に期待される役割を二つ述べたい。一つは､生徒（児童）を育てるチームの一員としての学校司書だ。これには勤務する学校の生徒（児童)、教育活動についての理解がベースになる。教職員の一員として、研修や会議に参加し、日常的にも情報交換をしている。その上で、授業や特別活動に使う資料や探究的な授業について話し合っている。同僚として、学校司書は教職員集団に育てられ、学校司書も教職員を育てている。

もう一つは図書館の専門家としての学校司書だ。学校卒業後も使える調べる力、読む力をつけること、知的好奇心を刺激し広い視野を持たせること、自主的な活動の場としてなど、図書館の持つ様々な力で生徒（児童）を育てている。生徒（児童）を公共図書館、大学図書館等とつなげていくのも学校司書だ。これらは研修が保障されていて、司書の横のつながりがあることでできている。

この二つの役割を果たすために学校司書に求められるちからは、現場からものを見るちからとそれを生かすマネジメント力なのではないかと考えている。

＜報告(3)＞

養成の立場から考える学校図書館専門職員の在り方

―図書館学教育部会意見募集結果から―

村上　泰子（関西大学文学部、図書館学教育部会幹事）

1　はじめに

2013年6月22日に衆議院法制局の法律案骨子案が示された。その後、文部科学省が協力者会議を組織し、関係者による検討を行い、報告書の準備を進めている。昨年来の学校司書法制化の動きが現実味を帯びてきた。これに対して図書館学教育部会では、『会報』第104号の送付にあわせ、10月5日発送、10月17日締切で、部会員（会員数205名）を対象に緊急の意見募集を実施した。質問用紙は部会HPからダウンロードできるようにし、回答はメールとFAXの両方で受け付けた。締切以降も、提出された回答は受け付けた。その結果、10月27日現在で会員21名（うち幹事9名）から回答が得られた。さらに非会員ではあるが学校図書館司書教諭課程科目を教授する立場にある方々に声をかけて、5名の方から意見をいただいた。ご意見をいただいた方々にはこの場を借りてお礼申し上げる。

回答が少なかった原因は、記名式かつ記述式であったこと、答えづらいテーマであったことなど複数ある。しかし、司書課程や司書教諭課程を置いている大学･短大が二百数十(司書教諭課程を置いている大学・短大も二百程度）あるなかで、全員が部会員というわけではないが、意見表明が実質12にとどまったのは残念であった。

以下の4項目について尋ねた。

①司書教諭に加えて「学校司書」という名称の職種を、学校図書館法に明記することについて

②「学校司書」という職種が、学校図書館法に位置付けられた場合の、その職種が行う業務の範囲と性格

③「学校司書」に求められる技能や資格要件と、現行の司書や司書教諭の教育課程との関係

④その他（自由意見）

図書館学教育部会ではこの結果をもとに、関西地区において、幹事2名（筆者、川原亜希世（近畿大学））に、学校図書館に関する分野の専門家2名（岩崎れい（京都ノートルダム女子大学)、中島幸子（梅花女子大学）を加えた4名で検討委員会を持ち、論点整理を行った。

以下、その結果を報告する。

2　意見募集の結果

2.1　学校司書を学校図書館法に明記することについて

事前の予想どおり、賛成、条件付き賛成から反対まで幅広い意見が寄せられた。条件付き賛成とするものの中で「学校図書館の充実につながる」「まずは現実を一歩進めるために」といった意見は、「現実論」とも言うべきもので、どちらかと言えば「賛成」の意見に近い。一方、「まずは定義を」「司書教諭との違いを明確に」を条件とするものは「前提論」とも言うべきもので、どちらかと言えば「反対」の意見に近いものであった。

2.2　学校司書の職務について

現実に学校司書が置かれた場合、少なくとも12学級以上の学校にはすでに配置されているはずの司書教諭との役割分担が問題となる。回答の中には司書教諭は「経営･管理的業務」、学校司書は「実務」という切り分けが多く見られた。また、学校司書の位置づけに関しては、教育専門職とするもの、一般事務職とは別の教育職とするものと、あくまで事務職と

するものとが見られた。「一般事務職とは別の教育職」とするものは、国立大学法人の図書館における図書館職員のアナロジーであろうか。

2.3　学校司書に求められる技能、資格要件、司書／司書教諭の教育課程との関係について

法令上の位置づけの明確化、学校司書の技能要件の明確化を求める意見と、養成科目に関する具体的かつ実に多様な提案が見られた。

3　論点整理

学校司書の配置に関する論点は大きく四つある。

一つは、「最終的には一職種を目指すべきか、二職種併置を目指すべきか」である。「最終的には一職種」とは、「学校図書館の役割や機能、業務に精通した専門職が常に学校図書館にいる」ことを意味するものである。この場合には、そこへ至る道のりをどのように考えるかが課題となる。司書教諭の実質化、専任化という道もあれば、学校司書を重く用いる道もあろう。一方「二職種併置」論では司書教諭と学校司書との明確な役割分担が課題となる。現行の兼任司書教諭を維持したまま、学校司書を置く方法、司書教諭も専任化した上でさらに学校司書を置く方法である。ここでは、二職種併置の必要性があるとした場合の相互の関係性が論点となる。すなわち、司書教諭が主で学校司書は従（プロフェッショナルとパラプロフェッショナルの関係をイメージしたもの）なのか、学校教育がベースの司書教諭と図書館がベースの学校司書は相互に対等で補完関係にあると考えるのか、である。

第二に、学校司書の業務に関する問題とも通底する、学校司書は「教える」ことができるか、という論点も見いだせる。これをどう考えるかによって、養成カリキュラムも変わってくる。

さらに第三の論点として、一つめの論点が学校の校種や規模によって異なるものであるかどうか、がある。たとえば、現在 11 学級以下で司書教諭さえ配置されていない現状では二職種併置は困難という意見もある。小さな規模の学校に学校図書館の専門職は２名も要らないかもしれない。また、我が国の学校図書館において司書教諭が兼務でしかなく、教科教員であったり、学級担任であったりすることに自らのアイデンティティを見出し、学校図書館の専門職としては実質機能していない学校が少なくない現状に鑑みて、まだ司書教諭が配置されていない学校には、司書教諭ではなく学校司書を配置することに活路を見出そうとする考え方もある。

第四の論点は「司書」という名称の使用に関するものである。資格や養成の何らの裏付けもないままに「司書」という名称を冠した職種が新たに誕生することが、「司書」の相対的価値低下を招くという議論である。

検討委員会では、司書教諭が学校図書館法上に明記された学校図書館の専門職であり、11 学級以下に現在置かれていないのも「置かなくてよい」ことを意味するものではないことから、現時点では校種、規模にかかわらず司書教諭を軸に考えざるを得ず、法律上において学校司書の単独一職種を目指すのは現実的ではないと考えた。その一方で司書教諭が現実に機能していないのであれば、二職種を前提とせざるを得ない。その際司書教諭と学校司書との役割、位置づけの整理が必要であることは言うまでもないし、学校司書も法律に明記する以上、有資格は当然のことである。

以下、二職種併置を前提として「学校司書」の役割と養成について議論した結果を示す。ここでの「学校司書」は、学校図書館の実務の基礎を学び、加えて図書館を活用した学習活動に関与できるだけの学校教育に関する知見を併せ持つ者との想定に基づくものである。

学校司書の養成モデルを考える場合、現状では「司書」資格が条件の場合が多いようで

ある。しかしながら、ここで「司書」は「図書館法」に基づく資格であり、その科目や教授内容はあくまでも「公共図書館」を主体とするものである。テキスト等を見ても学校図書館に割かれている紙幅は少ない。よって「司書」の科目だけでは学校司書の養成に十分ではない。(もちろん、館種を問わずあらゆる図書館に共通する知識や技能が多く含まれ、個々の大学等において意識して学校図書館との関連を多く持たせ教授する場合もあることは理解している。)

それではここに何が加えられるべきであろうか。学校司書が児童・生徒の学習活動の基盤である学校図書館の専門職であることを考えるならば、第一には「学校教育の意義」や「学習指導法」(たとえば「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程および指導法に関する科目」)について学ぶ必要があるだろう。第二に、学校図書館自体の役割や業務について知る上では、「司書教諭」の科目(たとえば「学校経営と学校図書館」、「学習指導と学校図書館」、「読書と豊かな人間性」)が適切な場合もあるだろう。ただし、これらを単純に足し算したのでは単位数が膨大となる。実際には、教職科目は選択必修にする、「司書」科目の一部を「司書教諭」の科目に置き換えるといった措置が考えられよう。

以上は新規養成の場合のカリキュラムであるが、同時に現職の措置についても考えておく必要がある。たとえばフルタイムで何年かの勤務経験があり、すでに司書の資格を有している場合には、一定の減免措置が講じられてよいであろう。(具体案は紙幅の都合により略す。)

4　おわりに

ここでひとつの疑問を掲げておきたい。それは第一の論点と関わって、学校司書が学校図書館と学校教育の両方に精通した専門職とした場合、司書教諭との専門性の違いはどこにあるのかという疑問である。現行の養成カリキュラムに即せば、司書教諭は学校図書館の業務については限定的な知識しか持たないが、学校全体の運営に関わり、かつ専門教科の知見とその指導法をよく身につけている。学校司書は学校図書館の業務についてはより多くの知識や技能を身につけているが、専門教科の指導法の知識は有さない。だが仮に、専任司書教諭を想定した場合にはどうだろうか。両者に求められる知識や技能は限りなく近いものになりはしないのだろうか。

今回の学校司書法制化は、司書教諭の養成に当たっている教員にとって、これまでの養成の在り方が問われていることでもある。

～研究討議～（敬称略）

司会　小田 光宏

●司書教諭と学校司書の区分

小田（司会）：休憩時間に全部で40件弱の質問を質問紙でいただいた。「学校司書のちから」に係わる質問、制度に係わる質問、会そのものに対する提案がある。最初の論点を中心に議論していきたい。まず、平久江さんに対して、司書教諭と学校司書の区分について質問が来ている。

平久江：学校司書と司書教諭の違いというのは、ずっと続いてきた議論でもある。スライドでも示したが、学校図書館の職員論では2元対立論ともいえるものがずっと続いてきた。細かいところは十分詰めていないが、区別しない、というのが私の答えだ。

学校図書館の活動は連続性がある。生徒が相談に来て、それに応じていく中で、指導が

行われる。ここで大事なのは指導が切れてはいけないという点だ。このようにプロセスが連続していく時に明確な区分はなく、グレーゾーンと呼べるものがある。実際にそのグレーゾーンを指導と呼ぶか、直接サービスと呼ぶかは、現場依存になる。こうしたことから、区分するのではなく、学校司書と司書教諭が協働することが大事だと考えている。

研究協力者会議でも言っているが、今までのように教育職なのか事務職なのかという２元対立論から脱却する必要がある。学校司書職というものをきちんと確立して、専門的職務を行うという観点から二元対立論を脱却することができる。

小田：区別しないということに関しては、村上さんが最後の方で司書と司書教諭を技能的側面からみると、同じようなものに見えてくると発言していたが、先ほどの質問と今の意見を踏まえてお訊きしたい。

村上：学校司書の職務と司書教諭の職務を円でそれぞれ描いた時、ぴったり重なるのか、すこしずれるのか、大幅にずれるのか。このことについて、千田さんの発表を聞いていて、学校司書の活動と司書教諭課程で教えられていることはかなり重なっていると感じた。学校図書館を活用した教育が必要であることは間違いない。それに携わる人が教育に関わるのも間違いないであろう。学校図書館の機能を支える職員は学校司書であっても司書教諭であっても、求められる仕事は重なり合っており、両者で全体をカバーしていくことになるだろう。

小田：高橋さん、どうでしょうか。

髙橋：大雑把にいえば使える学校図書館をつくるのが学校司書で、それを活用するのが司書教諭だと考える。自分で使うのと同時に、学校内で呼びかけるのも司書教諭の役割になる。

神奈川県の県立高校では、学校司書と先生とで1990年に『図書館よ、ひらけ！』という本を出版した。教科との連携についてそこで書いたが、その当時、司書教諭はいなかった。1997年に法律が改正され、2003年に発令することになった。その際、神奈川県では、県立高校の司書教諭はとりあえず名称だけ司書教諭として発令し届けるが、校務分掌の図書部に入っていなくて構わないことにした。分掌にいる先生の方が図書館にかかわる仕事は増えるが、司書教諭は負担にならないようにした。しかし、先生はまじめな方が多いので、司書教諭として発令されると、せっかくだから図書館を活用しようと動いてくれる方もいる。そうしたことを踏まえると、神奈川県でいえば、司書教諭固有の仕事はあるのか、という疑問がある。

1975年、４者合意が結ばれた。そのときの合意で２職種という案が示された。1980年を過ぎると、高校の学校司書の実践が書籍として出てくる。学校司書が司書として自立を深めていった時期である。学校司書が自立できない間は、保護者的な役割の司書教諭は必要だった。そうした段階はある。当時の４者合意の２職種案はそうした段階だったのではないかと考える。司書教諭が学校図書館のことをよく理解し、学校司書にとってプラスになるように支援をしてくれればよいが、うっかりすると、学校司書の成長を妨げる保護者となってしまうこともある。　特に学校司書が自立に向かった時に、そうした懸念がある。２つの職種は本当に必要か疑問だと思っている。

千田：私の学校では司書教諭が発令されている。時間軽減がないので図書館の仕事は主に司書が行っている。今年度はたまたま司書教諭が学校図書館に関わる分掌に入っているので、分掌のチームとして一緒に図書委員指導等を行っている。生徒の指導経験が豊富な先生なので、生徒との接し方を教えてもらうことも多い。司書教諭には授業の中で図書館を使ってくれる先生が多い。

仕事を始めた頃は今ほどには授業に関わっていたわけではない。調べ学習の授業を見たり、研修で学んだりする中で関わり方を考えてきた。次第に教員に提案したり、生徒に直接ガイダンスなどを行えるようになってきた。

小田：千田さんが、はじめて学校現場に立った時、足りないと思った知識は何か。また、学校教育という大きな枠組みの中で、学校司書のみが果たしうる役割はなにか。

千田：新卒として入って、一人職場なのでまずは仕事として何をするかが分からなかった。仕事をしていく上で、図書館については横のつながり、つまり同じ立場で採用されている学校司書､特に前任者によく教わった｡また、図書館の係教諭から、学校の流れや生徒に対する接し方を教えてもらった。

足りなかったこととしては、授業をするにあたって教員は何を考えているのかということと、生徒に対する接し方だ。今、教職免許を取っているが、その中で、足りないところが明確になった。

学校司書だけが学校の中で果たしうる役割としては、図書館について幅広い知識を持っている点と、最近の図書館の事情、データベースや公共図書館、大学図書館の動向を把握しそれを学校図書館に活かす方法を考え、橋渡しをしていく点にあると思う。

小田：平久江さんから補足があるとのことなので、どうぞ。

平久江：先週、全国学校図書館協議会で同じような講演をやった。そちらの会議には専任司書教諭の方が多くいた。その中に、教育職と行政職は絶対に分けなければいけないと強調する方がいた｡そうした現状を踏まえると、区分しないという先ほどの発言だが、これは絵空事かもしれない。

研究協力者会議で、３つの職務、カテゴリに分けたことをいった。その中で教育支援のカテゴリを作ったことが重要と考えている。そのことは、先ほど話したグレーゾーンを学校司書が担うことの根拠になると考えている。そのことで、２元論から脱し、学校司書職という新たな定義づけに踏み出すきっかけになると考えている。

●学校司書と教育活動

小田：おおむね区分について議論できたと思うが、厳しい質問も寄せられている。学校図書館の仕事は学校全体の仕事から見て多様性が特別あるわけではない。それを細分化することで、どんなメリットがあるのか。学校図書館を活用してもらうことしかできず、みずからは教育活動を行わない人を学校図書館専門職といえるか疑問だという意見である。

平久江：教育をどうとらえるか、という話だと思う。質問の前提は、教員が教えるという発想だろう。これからの学習では、生徒が自ら学んでいくという考え方が大事だ。もちろん、それだけでは教育は成立しないので、教える部分と学ぶ部分のバランスをとる必要がある。自ら学ぶとき、どこが支援するのか。そのとき学校図書館が重要な役割を果たしていく｡自ら教えるのとは異なる重要な活動だ。これからの教育においては、学習をサポートし、支援することが大事だ。

小田：他に意見はあるか。

村上：「専門職」をどう捉えるかによって意見が分かれるのではないか。大学図書館も大学図書館員がいて、大学の教育、学習、研究を支援している。では、それは専門職と呼べないのかといえば、それも一つの専門職である。公共図書館の司書も専門職であろう。そうした観点から考えると、自ら活用しないからといって､専門職と呼べないとはいえない。

小田：確認だが、事務職という職種であっても、専門性があるという理解でよいか。

村上：今の議論では事務職としての専門性、教育職としての専門性という観点は捨象している。事務職としての専門性につながるかもしれない。

小田：先ほど、高橋さんから、使える学校図書館をつくるのが学校司書で、使える学校図書館を使うのが司書教諭という発言があった。では、どういうちからを持っている人がそれぞれに必要になると考えるか。

高橋：学校司書は図書館に関して専門的知識を持っている必要がある。また、学校図書館がどういうものか、使われ方を知っている必要がある。サービスの延長上で、一見、教育指導的なこともやる。こうして使える学校図書館を整備する中で、教科との連携を一生懸命やっていると、先生の利用も増える。漆谷さんは、年間230時間使われる学校図書館を作り上げている。そういう意味では司書教諭には、学校図書館を自分も使うのと同時に、他の先生にも連絡し、調整するという役割しかないと思う。少なくとも公立学校の場合は、司書教諭は図書館をつくるのではなく、どう使うかを伝え、他の先生の授業支援も、授業時間の軽減があればだが、行う程度の役割ではないか。

●学校司書養成のカリキュラム

小田：学校司書のカリキュラムをどう考えるか。このとき資格と関係する。学校司書のカリキュラムと司書教諭のカリキュラムとの関係はどうなるのか。また、独立した学校司書のカリキュラムができたら、司書教諭は今のままでよいのか、という問題がある。これと関連して平久江さんが「トリプル」（3資格：司書教諭・教員免許・司書）の紹介をしていたが、そういうカリキュラムを考えるべきだろうかという論点もある。

村上：提示したカリキュラムモデルは2職種を前提にしている。現在の司書教諭養成はそのままの形にしている。提案が制度化されたとしても、司書教諭の教育にただちに影響を与えることはないが、長期的には影響があるだろう。司書教諭は5科目10単位で行っている。中でも「学習指導と学校図書館」「読書と豊かな人間性」には学校司書にも共通する部分が多いので影響が出ると思われる。また、司書教諭で必要となる科目は全教員に必要になる可能性もあると考えている。

平久江：司書教諭資格にしても、司書資格にしても欠陥がある。司書教諭の5科目10単位では演習も実習もない。そんな専門職養成はありえない。司書資格については、実習はあるが単位数が決定的に少ない。そこを考慮に入れて新しいカリキュラムを考えていく必要がある。先ほど試案として出されたものも、その問題が解決されていない。

3資格持つ人がいるという話だが、現在、地方自治体の採用条件は、資格が要件になる場合、司書資格または司書教諭資格がほとんどだ。両者を持った人、というところはほとんどないと思う。そんな単位を取ってきた人は学校司書にならないという現実がある。もし、両方の資格を自治体で課せば、外国のSchool Library Media Specialistなみの単位履修をしていることになる。そうしたことも考えに入れながら養成制度を検討したらどうか。

小田：今、3資格（トリプル）に言及があったが、もう少し詳しく説明してほしい。

平久江：基本的に司書教諭は5科目10単位履修すると履修証明書をもらえる。それを司書教諭資格といっている。司書教諭は教員免許をとらないといけない。ただ、5科目10単位は免許をとっていなくても制度的に取れてしまう。そこで分かりやすくするためにトリプルという言葉を使った。

小田：高橋さん、カリキュラムあるいは資格の問題についてどう考えるか。

高橋：今、全国学校図書館協議会が2職種を言っていた時代の司書教諭・学校司書の資格基準案や塩見昇氏が「「図書の整理」2単位」（1995）という論文に書いた学校図書館専門職員のカリキュラム案などを掘り起こしている。しかし、今の段階で、学校司書、司書教

論のカリキュラムをいうのは時期尚早ではないかと考えている。法制化骨子案では自治体は学校司書を置くことができるといっているだけだ。財政措置は年間105万円のみ。その中で、真剣に養成を考えようとしても、年間105万円の安い資格にならざるを得ない。今、検討する必要があるか疑問だと思っている。

小田：千田さん、どう考えるか。

千田：カリキュラムモデルのたたき台を見たがさらに必要ではないかという科目もある。例えば「？」となっている「図書館情報技術論」は勉強しておくと、これから役立つと思う。他に教職科目の「教育課程及び指導法」も必要なのではないか。高橋さんがおっしゃるように、どのあたりを目指すのか、資格が明確になってからでもよいかもしれないが、高度な資格を目指すなら、もう少し単位数が多くても構わないのではないかと思っている。

小田：図書館学教育部会（以下、教育部会）側の考え方だが、2008年に図書館法改正が行われ、文科省の協力者会議で文書を発表しているが、そこでは、司書の資格を持つことによって公共図書館だけでなく、大学図書館、学校図書館など他の機関等へ就職する道が実態としてあるので、大学はそれに対しても配慮した情報提供を行いなさいと明示されている。このようにカリキュラム、教育課程の問題として位置づけることができる。今の議論は学校司書という文脈の中から出てきたというより、司書養成という文脈から出てきた議論と理解してもらえたらと思う。

これまで技能の区分と教育課程の問題を取り上げてきた。フロアから質問があればお願いしたい。

●学校図書館をどう捉えるか

永井：元学校司書の岡山の永井です。今は大学で司書教諭課程と司書課程の養成に関わっている。全国学校図書館協議会や文科省は読書センターや学習情報センターという言葉を使って、それを学校図書館の機能と言っているが、学校図書館問題研究会、日本図書館研究会、日本図書館協会学校図書館部会では全国学校図書館協議会と違う学校図書館の役割、視点を持っている。端的にいえば、学校図書館も図書館であるという考え方であり、資料提供と知的自由を保障する、授業との連携を推進する、学校図書館活動をつうじて子どもたちの知的好奇心を触発する、情報リテラシー獲得を支援する、といったものだ。学校図書館をどのように捉えるかによって、学校図書館の役割や職員の担う役割も異なってくる。そうした学校図書館のあり方から教育の問題を考えるべきだ。学校図書館といったとき「指導」が全面に出てくるが、そうではない側面をきちんと押さえる必要がある。

小田：学校司書のちからを考える前提として、学校図書館をどのように認識するのか、位置づけるのかという課題だと思う。

永井：追加だが、教育職か事務職かという定義の仕方についてだが、なぜ司書職が出てこないのかも訊きたい。

小田：本日の集会では学校司書のちからをボトムアップで組み立てていこうという趣旨なので、制度については一旦おいておきたい。

平久江：学校図書館の機能をどう捉えるか。それぞれの団体が実践を踏まえて提起されていることについては、尊重されるべきだと思う。それらはボトムアップ型ということになると思う。私は研究者としてトップダウン型、つまり社会的要求から出発し、機能を捉えていくという観点から議論している。それぞれアプローチの仕方が違う。優れたものを活かしながら、合意点をみつけていく作業の場を設けていく、そうした検討するプロセスを持つことがこれから大事になってくる。

高橋：今回の合同研究集会は、学校図書館部会の現場と教育部会の研究者のギャップを埋めることが目的だ。いくつかの点でそれぞれにギャップがある。永井さんから指摘のあっ

た、学校図書館も図書館であるという点もその一つのギャップだと思う。図書館であるからこそ、民主主義、知的自由と深く関わりがあるという点が研究者から抜け落ちているような気がしている。この点は実は、小学校、中学校、高等学校の学校図書館全体の考え方になっているわけではない。しかし、情報リテラシー教育に関して、アメリカの基準では知的自由の原則を尊重する点や民主主義社会の市民を育てるといった点がきちんと書かれている。

先日行われたある会で、研究者の方が情報リテラシー教育について話をしたが、知的自由、民主主義の部分が抜け落ちていた。日本の学校図書館関係の公的文書でも、知的自由が抜け落ちている。しかし学校図書館に関わる市民運動の方々は子どものプライバシーを守ってくれる学校図書館を重視している。研究者からそうした意見を聞けないのがギャップだと思う。

●学校司書の採用条件

小田：他に質問はあるか。

梅本：『ぱっちわーく』』事務局の梅本です。平久江さんから自治体で学校司書採用時、採用要件として司書または司書教諭資格を問うところが多いという話があった。これまで司書資格を要件とすることが多かったが、最近は、雇用条件が低く応募者が少ないため、司書資格だけではなく司書教諭資格も含める自治体が増えているというのが実態だ。

小田：採用の実態は重要な情報だと思う。実質的なちからの面はあまり問われていないという理解でよいのか。

梅本：自治体の意識は一概にはいえない。1980 年代後半から、市民運動が始まり学校図書館には専門的職員が必要だという認識が広まった。そうした中で、例えば「学校図書館を考える会・近畿」は、誰でもよいということではなく、雇用条件にこだわった。ここ20 年間で次第に司書資格が要件となってきた。

●学校図書館法改正について

小田：他にあるか。

宮部：司書教諭課程と司書課程で教えている。保健室には養護教諭をおくように、学校に必ず司書教諭をおくことが学校図書館法で定められている。そのときの司書教諭は教員としての力量と、司書としての力量を併せ持った人材が想定されていた。学校図書館法には「専門、専任、正規の司書教諭」という文字が欠けているため、不完全な体制になっている。これまでの議論で、司書教諭と学校司書がずっと対比されてきたが、その場合の司書教諭は現在の司書教諭にすぎない。付け焼き刃的に学校司書を法定しても、あるべき司書教諭が実現していないのと同じことか繰り返されるのではないか。そこで、学校司書にお聞きしたいのは、もし学校図書館法が改正されて、専門、専任、正規の司書教諭が全ての学校に配置され、カリキュラムも改訂された場合、それでも学校には司書教諭と学校司書が必要と考えるか。

小田：教育部会でも同様の意見が出ていた。村上さんいかがか。

村上：アンケートでも２職種を前提に考えるのではなく、司書教諭を充実させる方が先ではないかという意見があった。私も発表の末尾で、専任司書教諭を仮定したとき、学校司書が目指そうとしている方向と重なり合うのではないかと疑問を提起させていただいた。宮部先生と考えているところは共通した部分があると思っている。

千田：今の司書教諭ではなく、図書館の専門的知識を持つ正規専任の司書教諭が生まれたら私は（その職に）転職するだろう。複数の配置については、養護教諭も大規模校では２人配置となっているのが流れなので、司書教諭の複数配置という考え方もあるのではない

か。もしくは司書教諭に加え、専門職ではないサポート的な人がいるという形になるのではないかと思う。

高橋：今の質問に答えるのは大変難しいが、すでに歴史の蓄積がある。1953 年に学校図書館法が成立しているが、その半年前に出た法案では専門専任正規の免許制の司書教諭案だった。その後、専任司書教諭配置の運動も一部で行われたが、ある時期からの学校図書館法改正運動は、司書教諭の発令配置と学校司書の法制化が目指された。1997 年の学校図書館法改正では、司書教諭の発令だけが実現し、しばらくは学校司書が無視される時期があったが、それでも学校司書が増え続け、今の学校司書法制化の動きにつながっている。全国学校図書館協議会を中心に、司書教諭と学校司書は車の両輪であるという言い方が広がっており、二職種という雰囲気が作られてしまっている。小学校では特に、意欲を持っている司書教諭がいるが、中学校、高等学校は名ばかりになっている。小学校の多くの熱意ある司書教諭がいる中で、学校司書もなることのできる専任の司書教諭制度が必要だと、今言えるのか。学校司書制度を作って学校司書として自立できる条件をワンステップずつでも整備していくことの方がよいと思う。

平久江：専任司書教諭が配置されても一人での学校図書館運営は難しいと考えている。学校図書館には複数の人が配置されるのが望ましい。なぜなら利用指導、読書指導を展開すれば図書館を空けざるを得ない。したがって、学校規模にもよるが、基本的には複数を配置するべきだ。配置された職員が、学校司書であるべきか、司書教諭であるべきかは選択の問題だ。

高橋：日本図書館協会は 1999 年に学校図書館問題プロジェクトチームを作った。そのまとめでは、現実が生み出した２職種は認めざるをえない、２職種の協力協同を考えていこうという文章になっている。しかし、将来的には１職種がのぞましいと書かれていることを付け加えておく。

●大学での養成教育

二村：村上先生のカリキュラム案は合わせ技一本という感じで、大学の実情からすると理想型だと高く評価できる。しかしカリキュラムの議論をする際、法律で明記されないかぎり議論しても無意味だ。その点、平久江先生に有識者会議でどのような議論になっているか訊きたい。カリキュラムの前提となる資格の制度について、どう明記されるのか分かっていれば教えてほしい。もう一点、学校司書の養成課程をつくるなら、教育学部につくるべきか、それともそれ以外につくるべきか。

平久江：１点目については、委員会の範囲を超えるので議論されていない。この点は問題と言えば問題だ。つぎのステップがあればそこに委ねられるだろう。養成の議論はやはり時期尚早だ。採用時点で資格を課すところからはじめ、実績が作られてからでもよい。やはり教育系の知識が不可欠だと思っている。今年、横浜市で 125 人の学校司書が採用された。そこの研修を見ると午前中は学校教育、午後は図書館関連のことを学んでいる。採用条件は年齢だけだった。倍率は高かったが司書資格を持っている人が多く採用された。それでも指導主事から聞いたところ、やはり教育の中身のことを知らないと活動できないといっていた。そうしたことを合わせて教えられるところとしては、教育学部の方がよいと思う。

小田：終了の時間になった。討議はここまでとしたい。ギャップを埋めるためにそれを認識するという会の目的は、達成できたのではないかと思う。

《特集》本来望ましい職員制度／学図法、自分ならこう考える（1）

本来望ましい学校図書館職員制度とは

東京・学校司書　中村　崇

1．問題の所在

学校図書館職員制度の最大の問題は、専門職制度が法律に規定されていないことである。現状で学校図書館専門職と言えるのは学校司書だが法律には規定がなく、各地自体ごとの制度である。根拠が弱く、非正規化や民間委託の標的とされている。学校図書館法（以下、学図法）には司書教諭という制度があるが、これは、若干の講習を受けた教員が交代でつとめる「充て職」である。彼らは授業や担任などを専門とする教員であり、図書館の専門職ではない。充て職の司書教諭（以下、充て司書教諭）の制度は、法的に見れば、「学校図書館の専門的職務をつかさどる」のはあくまで教員であり図書館専門職は不要である、という考え方に基づいていると言える。この法律の構造（基本理念）を変えない限り（＝充て司書教諭制度を見直さない限り）、学校図書館専門職の法制化はあり得ない。

第二の問題は、多くの関係者が、このことが共通理解になりきれていないことである。多くの団体の要望書や資料には、「司書教諭は授業や担任の仕事もあるから図書館に専念できない。だから学校司書が必要だ」といった書き方をしているが、私はこの言い方には反対だ。この説明では、教員を増やして、司書教諭に充てられた人は授業や担任を持たずに図書館に専念できるようにすれば問題は解消されるということになるからだ。実際、文科省は1997年の学図法改定時にそのような答弁をしたことがあるし、過去、全国で1000人の司書教諭を専任化することを予算要求したこともある。もちろん、この「司書教諭の専任化」とは、専門職を置くのではなく、交代で司書教諭になる教員が、発令された期間だけはそれぞれ授業や担任を免除される、ということを意味する。同様に、司書教諭の配置の拡充や専任化を求めることも、専門職不要の理念に基づく充て司書教諭制度の強化となるので、これと対極に位置する学校図書館専門職の創設にはマイナスの効果を及ぼす。

第三の問題は、以上の問題を十分理解している人でも、きちんと外に向かってそのように言えないという、関係者の弱さである。そして、代替案を示すことができていないという弱さもある。後述するように現在俎上に上っている学校図書館法の「改正」案は、学校司書にとっても学校図書館専門職制度の創設の運動にとっても最悪のものである。にもかかわらず、ＪＬＡを含め、いくつかの団体が公にしている要望や見解は、反対とは言っていない。労働組合の一部には代替案の用意があるが、非正規の増加という変化への対応や案の普及が十分とは言えない。かわって多くの場合「専門・専任・正規」が掲げられるが、これはあくまでスローガンにすぎない。

「専門・専任・正規」は当然の内容だが、最も重要な要件は「専門」である。「専任」や「正規」は、専門職を裏付けする条件と言える。従って、今我々がなすべきは、望ましい学校図書館専門職制度の具体的な内容を検討し、同時に、現場の専門職全体の概ねの合意を形成し、これを外部に広くアピールすることである。

2．望ましい学校図書館専門職制度とはいかなるものか。

1990年代以降、多くの自治体で雇用形態は様々ながら学校司書が置かれるようになった。また、この間教育環境も相当に変化して

きている。その中で、様々な研究会等で、学校の教育活動における学校図書館の活用や、学校司書の実践事例や、教員と学校司書の連携・協働の事例が報告されている。

これらの報告の多くに共通しているのは、選書や館内での利用指導を含む学校図書館の総括・管理・企画・運営は学校司書が主として担い、教員(司書教諭を含めて)は学校司書が整備・準備した図書館・資料を授業その他で活用したり、図書館の利用法を生徒に教えるプログラムを企画実施する、というパターンであるように思われる。その際、教員側は司書教諭でないこともある。ゆえに、現行の「充て司書教諭」の専門性や役割は、図書館専門職としてのものではなく、むしろ教師(授業や学級指導等の専門家)としての専門性の一部であり、図書館職員ではなく、図書館（資料・司書・施設）を利活用する別の職であると考えられる。これは、本来ならすべての教員が身につけている教師の基礎的な素養（教員の専門性を構成する一部分）であるとも考えられる。

学校図書館の専門職員制度を考える際は、以上のような実践の蓄積を踏まえて構想しなければならないだろう。すなわち、基本的な構造は「新たに創設する学校図書館専門職(以下、新たな専門職）が図書館の管理運営やービスをつかさどる。教員が授業等でこれを活用する。その新たな専門職とは、現在の学校司書を発展させた図書館の専門職種」という形のものということになる。新たな専門職の主たる職務は、図書館運営のすべてについての企画・立案・実行・総括、資料の収集・整理・管理、図書館サービスの提供、その他図書館の管理運営全般、図書館と資料の使い方についての指導、図書委員会の指導、教員の授業展開への協力・協働、などであろう。

具体的には、学校図書館法の５条２項（充て司書教諭制度）を見直し（廃止し)、新たな専門職が「学校図書館の専門的職務をつかさどる」とする必要がある。学校教育法と教育職員免許法、職員定数標準法にもこの新たな専門職を盛り込む必要がある。

生徒への利用指導や授業支援を教員と対等な立場で行い、実際に生徒に接して自己の判断でレファレンスや相談等に対応する以上、当然に「教育をつかさどる」職＝教育職とする必要がある。

新たな専門職の資格や養成は、図書館司書の素養・精神を基礎に学校教育の専門性を加味した職と考えられる。同じ教育職とはいえ、授業を専門とする教員とは専門性の異なる職とすべきだ。その具体的な内容は、検討課題である。ただし現実的に考えて、養護教諭や栄養教諭の制度を参考に、他の教諭免許と法的制度的に均衡・整合するものにする必要がある。

加えて、現職者（学校司書）の移行を規定する必要がある。雇用の形態や実態、経験年数、学歴、司書資格・教免の有無などにより、新資格の付与と職員としての任用を、猶予期間を定めて段階的に行う必要がある。少なくとも、正規雇用やこれに近い雇用形態（線引きが難しいが）の学校司書は全員が移行できるよう、可能な限り経験年数を新資格の単位数に読み替える措置が必要である。また、多様な非正規雇用者をどう保護するかは今後検討を要する大きな課題である。なお、充て司書教諭からの移行をどう扱うかも慎重に検討すべき課題である。過去の例を考えれば、教員から図書館員（別職種）への片道切符の転職であることを明確にし、安易な移行はできないようにすべきだろう。

３．今回の「骨子案」について

今回の「骨子案」を考える際には、以上のような将来実現すべき望ましい制度の実現にとってプラスかマイナスかが重要なポイントである。結論から言えばマイナスであろうと思われる。今回の案は、充て司書教諭制度と

いう問題ある制度を前提に、これを補強する法的構造を持っている。学校司書には専門性が付与されず、「専ら学校図書館の職務に従事する」とある。普通に解釈すれば、学校図書館の専門的職務をつかさどる主たる職員は教員（充て司書教諭）であり、学校司書はその補助的・助手的なものと法的に位置付けられることになる。現行法の最大の問題は、専門職を不要とする考え方だと冒頭に述べた。今回の「改正」でこれが改めて「望ましいあり方」として確認されることになる。

このマイナスは計り知れない。現場が長年待ち望む学校図書館専門職の制度化は、国の最高機関によって、あらためて「必要ない」と決定されるのである。また、補助的・助手的な役割の職であれば、正規職員を置く必要もなくなる。非正規化の固定につながるだろう。民間委託を防ぐという意見もあるが、もともと強制力のない努力義務であり、交渉の際の材料の一つ程度であろう。期待は持てない。

なにより、現場の声が届かないところで進められているのが問題だ。学校図書館を良くしようと考えての動きなのではあろうが、それならば、現場とともに慎重に検討し、いますぐすべての条件（例えば「正規で全校配置」など）を実現することは難しいにしても、せめて専門的職務をつかさどる学校図書館の主たる職員に位置づけるなど、いずれは望ましいあり方に近づく、その第一歩となるような内容のものを考えるべきだろう。今回の骨子案は再検討されることを切望している。

なお、以上は、あくまで私一個人の私見であることを申し添えておく。

《特集》本来望ましい職員制度／学図法、自分ならこう考える（2）

学校図書館の「人」の問題と学校図書館法

東京　佐藤千春

学校図書館の問題には様々な要因や背景があり、無論、学校図書館法を変えるだけで解決するものではない。とは言え、中には学校図書館法（以下「法」）に起因する問題もある。学校図書館の「人」の問題は、その典型であろう。第５条１項に定められた「専門的職務を掌」る職員の配置が法の成立後 50 年も先送りにされてきたのは、法成立時に附則第２項（当分の間置かないことができる）が設けられたためである。また、第５条２項の「教諭をもって充てる」という規定によって、専門的職務を掌るはずの職員は、学級担任や教科教諭との兼務となり、学校図書館の職務に専従できないという矛盾した状況に置かれることになった[1)]。そのために、法に規定はないが学校図書館の専門的職務を担う職員（いわゆる「学校司書」）の独自配置が広がり、独自に配置されてきた職員に法的根拠を与えようとする法改正の議論が今進んでいる。

法の不備ゆえに広がった法の想定外の現状を、法の改正により追認するのは決して間違ったことではないだろう。しかし、法成立までの経緯[2)]や法の理念に立ち戻ると、学校図書館の専門職員として想定されているのは一職種である[3)]。であるならば、学校図書館の「人」に関わる法改正の方向としてふさわしいのは、法の不備が生んだ「司書教諭」と「学校司書」という歪な二職種併置を追認することではなく、この二職種を法の理念に基づき一職種にまとめ上げることであると私は考える。

この方向を実現させるために、他の問題はひとまず措いて、まず法を改正するとするならば、私は「第五条（司書教諭）」を以下のように書き

換えたい（下線部が変更箇所）。

（学校図書館専門職員）
第五条　学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、学校図書館専門職員を置かなければならない。
２　前項の学校図書館専門職員は、司書資格を有し、教員免許状または一定数の教育学の単位を取得した専任の職員でなければならない。
３　学校図書館専門職員が履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、関連する法律の改正により定める。

もとより、これだけで現状が劇的に改善する訳はないだろうし、学校図書館に関わる職務を現に担っている人々の合意や、関連する法律（教職員定数法や、場合によっては学校教育法や教育職員免許法など）の改正、人件費の予算化など、実現には大変な困難が伴うことは重々承知している。だが、学校図書館の「人」の問題についての法改正が、1997 年に続き再度現実味を帯びてきたのは、多くの人が学校図書館の「人」を取り巻く現状に満足しておらず、解決の方向を模索しているからであろう。
だからこそ、今ある立場・身分や現状をいったん離れて、理想の学校図書館像、理想の学校図書館職員像を、法の原点に立ち返ってもう一度考えてみてほしい。二職種併置という歪な現状を追認し、いたずらに二職種の役割分担や教育職・事務職の区別に固執することが、児童生徒の教育にどれだけ寄与するのだろうか。学校の全職員が協力し合い、児童生徒に理想の学校図書館を提供し、理想の学校教育を行うことこそ、本来の学校図書館のあり方であろう。
法成立の過程で、理想を「実現可能な範囲」に収めるために法の中身が骨抜きにされたことが、学校図書館の「人」の問題のそもそもの発端である[4]。今回の法改正の動きには、とりあえず法律に「学校司書」の語を入れておき、中身は後で検討していけばよいという認識がうかがえる。しかし、附則２の例が示す通り、いったん法が制定されれば、不備を是正するまでには非常に長い年月を要する。拙速な法改正は学校図書館の発展を滞らせるものであり、その間に最も不利益を蒙るのは児童生徒である。学校図書館の「人」の問題の解決を目指して法改正の気運が高まっている今こそ、現状を見つめなおし、理想に立ち戻る好機である。児童生徒の教育に真に寄与する理想の学校図書館であるために何が必要か、時間をかけて充分に議論しなければならない。回り道のように見えても、それが結局は学校図書館発展のための一番の近道であると私は考える。

---

[1]高橋恵美子「学校司書は学校図書館の司書のことなのです」（図書館雑誌. 2014, vol.107, no.4, p.46-47.）
[2]塩見昇「五- 2 法制定の経緯と問題点」（教育としての学校図書館. 青木書店, 1983, p.56-61.）
[3]LIPER3 や JLA 学校図書館問題プロジェクトチーム「学校図書館専門職員の整備・充実に向けて」（図書館雑誌. 1999, vol.93, no.6, p.477-482）でも結論は一職種である。また、中村百合子氏は、学校図書館という小さな職場での二職種併置は世界的にも類を見ないものとして疑問視している（「なにが学校図書館職員「問題」なのか」（図書館雑誌. 2013, vo.107, no.2, p.104-105.））。
[4]前掲 2)

《資料》
衆議院法制局御中

「学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案」に対する要望

平成 25 年 11 月 7 日
社団法人日本図書館協会
理事長　森　茜

日本図書館協会は、日本の図書館を代表する全国組織として、図書館の成長・発展に寄与する活動を行っています。日本図書館協会学校図書館部会は、学校図書館の意義・役割及び学校図書館員の専門性を研究し、専任の学校図書館専門職員制度の実現をめざしています。学校図書館には、児童生徒や教職員が必要としている資料・情報を的確に、迅速に提供することにより、学校の教育課程に寄与し、児童生徒の読書活動を支え、主体的に学ぶ力を育むという役割があります。

現在、文部科学省も明らかにしているように、厳しい地方財政のなか、学校司書を配置する自治体は一貫して増加しています。この背景には、近年の全国各地の保護者や住民による働きかけと、自治体の努力があります。学校司書が配置された学校では、教諭と学校司書がお互いの専門性を活かし、豊かな授業を展開しています。

このような折、衆議院法制局より、下記の「学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案」が示されました。

一　学校司書
　1　学校には、司書教諭のほか、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進を図るため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（２において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならないこと。
　2　国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
二　施行期日
　　この法律は、〇〇〇から施行すること

今回示された骨子案の内容は、学校司書の位置づけが曖昧であり、真に学校図書館の充実につながるのか、の懸念があります。そのため、以下の点について要望します。

〇要望
1）学校司書を「専門的職務を掌る」位置づけにする
学校司書も専門的職務を担う位置づけとし、各自治体のこれまでの施策がより良く発展していけるよう、学校司書の専門性の明確化をおこなってください。
「専ら学校図書館の職務に従事する」ではなく、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌

らせるため、学校司書を置かなければならない」としてください。
２）学校司書を有資格の職員とし、教職員とともに児童生徒の教育にあたることができるようにする
　現行法では、学校司書独自の資格は存在しません。そのため、図書館法にある司書又は司書補の有資格者を採用している自治体が数多くあります。この実態をふまえ、当面こうした資格を有する者を職員として配置し、さらに学校図書館に働くために必要な学校教育に関する内容を含む研修を実施してください。

３）専任の職員を１校１名以上、学校に必置とする
　自治体に対し「置くよう努めなければならない」ではなく、「置かなければならない」としてください。

４）正規職員とする
　児童・生徒一人ひとりの読書や学びを保障する学校図書館をつくるには、中長期的なとりくみが必要です。そのため、教職員の一員として継続した勤務と研修が保障されるよう、正規職員であることが確実な内容にしてください。

○理由
１　学校司書の専門職員としての位置づけが曖昧である
　学校図書館が図書館として機能するためには、資料の収集・組織化などの基盤整備の上に、日常的に図書館サービスがあることが不可欠です。学校司書は、的確な資料・情報の提供によって児童・生徒の学びを支え、教師をサポートし、教師や司書教諭と協同して授業への支援を行います。
　今回の改正案の財源は、使途が限定されない普通交付税の活用が前提となっており、新たな財源措置はないと聞いています。現在の全国の学校司書配置状況をみるにつけ、このままでは学校司書の雇用が非正規職員になる可能性が高く、継続性と専門性について何も保障されない形での学校司書配置が全国に広がってしまうことを強く危惧します。
２　資格が明確になっていない
　学校司書配置を行う自治体が増えているとはいえ、何ら資格を問うことなく配置している自治体も数多くあります。このような配置形態が増える可能性が懸念されます。これでは、学校の教職員の一員としての位置づけが不明確となり、せっかく配置されても十分な職務を果たすことができません。
３　全校配置にならない
　骨子案では、「置くよう努めなければならない」とあり、「必置」ではありません。教育の機会均等の観点からも再検討が必要です。

　今回の骨子案には、理由としてあげた上記の問題点が考えられます。真に学校図書館を充実するものとするために、議論をつくし、改正の成案に上記の要望が取り入れられることを切に望みます。

以上

前号特集／非正規雇用の問題（つづき）

《幹事会より》この原稿は、部会報44号の企画のためにお寄せいただいた原稿です。
企画担当者の誤りで前号に掲載できなかったため、今号に掲載いたします。
執筆していただいた田沼様には心よりお詫び申し上げます。

「非正規の学校図書館員としての20年」

東京　田沼恵美子

1．日野市公立学校図書館事務職員としての13年間

・最初の年度は年度中途採用の臨時職員、2年目以降は、1 年契約の嘱託職員。交通費支給。

・資格を問わない採用

司書資格、教員資格、司書教諭資格、編集者、文庫関係、さまざまな人が採用され、さまざま難しさがあった。 但し、ペーパーの資格だけでは決して仕事の質をあげられるのではなく、学校図書館の仕事は研修を積み重ねていっての「人」の力であることも実感した。

・研修の問題

何度も市教委に研修をお願いして、少し実現はしたが、実質的に役立つ研修はほとんどなく、結果的には、自分たちでの研修会を重ねた。

・異動の問題

一人1校3年で異動。これについては、何度も何度も抗議したが、最後まで続いた。(他市では、2年で異動というところもあると聞く) やっとその学校、図書館の蔵書、児童生徒について把握できて、これからというところで、むりやり引きはがされて、次の学校へ行くという経験を4回した。(1校だけ4年を経験)

・勤務時間と日数

長期休みは勤務なしで、児童生徒のいないときにする仕事がある旨、訴えたが、実現しないままだった。勤務日数も週5日、1日5時間から週4日に減少。仕事量は増えていく中で、必然的に持ち出し時間はそれまで以上に多くなっていった。

・103万の枠

市側の経済的な問題もあるが、扶養の中にある女性の採用が多く、この問題を乗り越えることが難しかった。勤務日数の減少などはすべてこの 103 万を超えてしまうためとの説明を受けた。でも若い人が採用になってきて、年間 103 万での自立はとても無理と気づき、仲間たちの意識の改革に取り組んだが、日野の制度自体が終わってしまった。

・物流の問題

授業との関わりが進んでいき、市立図書館からの団体貸出利用も増えていったが、全く物流はなく、学校図書館員がすべて自分の労働力と、時間をかけるということになっていった。市立図書館の積極的な連携もなかった。

・雇い止めの問題

採用されて、2 年目、7 年目に雇い止めの問題が起こり、仲間と市に交渉を重ね、乗り越えてきた。13年目の司書教諭の附則撤廃を理由のときは、たくさんの方々の応援を受け、本当にありがたかったが、乗り越えられなかった。13年勤務して、社会保険や退職金はもちろん雇用保険もなかった。有償ボランティア制度に代わり、一つの学校図書館にかなりの複数の人が入ることになった。

私は中学校に3校、小学校に1校に勤務しました。良かった点は、1校一人専任と、必

然的にできた仲間とのつながりでした。東京で初めて無人の公立小・中学校に学校図書館の仕事をする人が入ったので、展示、図書通信、オリエンテーション、教科への資料提供、授業との関わり、ブックトークなど、仕事が広がりを見せていくにしたがって、清水が岩にしみこむように、学校図書館の利用が増えていったのは確かです。制度が終わって、もう 10 年以上を経過しましたが、今でも児童生徒との交流、先生方とのつながりが続いています。

2．国立大学附属中学校図書館での５年間

・職名は、大学雇用の臨時職員。
・司書か司書教諭資格での採用。一人の専任。
・1 年契約、3 年で雇い止め。交通費支給。社会保険なし。雇用保険あり。（附属の小学校も高校も同じ契約条件。高校は事務職との兼務）
・週４日、1 日 6 時間勤務。仕事が軌道に乗ってくると、時間が足りず、結局勤務時間をこえてしまう。正規職員の教員もかなりのオーバー勤務をしていて、当然のような雰囲気だった。それをこなしてしまった自分にも反省。
・200 万近い図書予算をすべてまず中学校内での選書を通し、カーボン手書きの書類を大学図書館へ送り、大学からの注文だったので、書類をだして納品まで、2、3 か月の時間がかかった。これでは生徒に必要な資料を早く手渡せないと、中学校内で訴えて、3 年目に入って、中学校独自の注文方法への切替えがやっとでき、パソコン導入もあって、早めの納品を実現することができた。司書教諭の任命はあるが、兼務職でもあり、こうした事務の手続きの不便さには気づかない。臨時職の不安定な身分からの改革申立てで、理解を得ることは大変だったし、かなり勇気が必要だったが、あまりにも不便で声を上げて実行せざるを得なかった。
・書名順配架だった。中学校としてはとても使いにくいので、任期中をかけて、2 万冊弱の蔵書のデータとラベルの直しをした。日野時代も書架配架の直しをくりかえしたが、学校図書館員のいない全国の小・中学校の状態はいずこも同じと感じた。
・物流はなし。大学や高校の図書館は同じキャンパスで利用可だが、レベル的に無理があり、区立図書館利用は、日野時代と同じ。OWN授業や生徒の自主研究、帰国子女のための授業との関わりなど、資料応援が多かったので、時間と労力がかかった。
・保護者の図書ボランティアがかなりの人数で毎日入っていた。どなたも善意の方でラベルの張替やブッカーかけなど助けていただいたが、その仕事を考え、用意するのも時間とエネルギーが必要だった。何より生徒に向けるエネルギーを残しておかなければと自分に言い聞かせなくてはならなかった。他にも多数の保護者ボランティアを抱える学校図書館はあり、時間とエネルギーをとられることと思う。

3 年で雇い止めのところを、中学校の管理職が大学にかけあってくれ、5 年勤務し、そのあとは後援会費での継続雇用を勧められたが、私的な事情で退職。同じキャンパスにある附属の小学校、高校の図書館員との連携をとりたく、連絡したけれども、3 年で人が変わるので、なかなかうまくつながれず。高校の図書館には若い方の勤務が多く、1 年で辞めていく人も多かった。図書予算よりもずっと安い収入で、保障もない職場では生きていけない。大学図書館員も臨時職員が多く、国立の有名大学の膝元の図書館員の事情をみても、図書館の仕事の専門性、継続性の重要さが全く考えられていないことを実感しました。

3．最後の公立中学校図書館

・司書か司書教諭資格での採用。
・週４日、1 日 6 時間という条件。通勤が遠

いのと、私的な事情もあって、週１日勤務。他の日は司書資格取得中の若い人が入り、初めての１校２名勤務を経験。
・長期休みの勤務あり、長期休み中はその若い人と同じ日に勤務。
・交通費あり。ほかの保障はなし。

（この学校で経験したこと）
・展示 ― １年目は生徒と一緒におこなったが、２年目から図書担当教諭と図書委員の仕事となる。
・貸出返却は図書委員会の仕事 ―貸出カウンターには図書担当教諭と図書委員が入る。
図書通信やオリエンテーションで、貸出返却についての案内ができない。
図書通信の印刷は、図書担当教諭がおこない、配布状況が全くわからない。
・第２司書室 ― 図書担当教諭が１年目の冬休み中に急に図書館から少し離れた空き教室に用意し、今後図書館で自分の授業をするので、学校図書館から出てほしい旨を伝えられる。生徒の気が散るからとの理由。学校図書館での授業は大歓迎ではあったが。
・オリエンテーション ― 何度かお願いして２年目に１年生へ初めておこなえたが、当日朝、図書担当の教諭から、昨年度自分が購入希望した資料の案内をしてほしい旨を伝えられる。「今年からは、生徒の読みたい本ではなく、読ませたい本を授業で行う」からとのことの話で、時間のないところで、話し合いも反論もできず、20分ほどで組み立てを作り直しておこなう。こんな経験は初めてだった。2､3年生へのオリエンテーションも実施を頼んだが、曖昧な返事のまま結局できずに終わる。
・各教科との連携について ― まずは授業に必要な資料をそろえたく、各教科へのお願いの文書の印刷配布を図書担当教諭に相談した。会議でその教諭が口頭説明をしたが、学校図書館を使いたい教諭は他にいないので、必要ないと返される。しかたなく各教科にアタックして、少しずつ教科に必要な資料をそろえ始める。時間がない焦りを感じていた自分にも反省するが、今までの経験の当たり前がなかなか通っていかなかった。
・外国から帰国の生徒との関係 ― その生徒の担任からの依頼で、放課後の日本語自習を図書館でおこない、手助けをしたが、そのことで図書担当教諭から、図書の仕事だけをしてほしい旨伝えられる。担任の依頼を受けて、その生徒のために母国語の資料もそろえる努力をしてきたが、それも図書担当教諭からは日本語を覚えなくてはならないのだから必要ないと意見を受ける。生徒のアイデンティティを訴えたが、伝わらず。

応募がなくとの声掛けで、右回りの書架配架の変更や、表紙が剥がれた状態の配架の資料を直し、廃棄をして、展示から初めて、教科に必要な資料の購入などの基礎を整えて、若い人の資格取得を待って手渡すつもりで勤務を開始しました。図書担当教諭としては、図書館をきれいに整備し、事務的な仕事だけをしてほしかったことに途中から気が付きました。勤務日数が少ないことと、若い人に学校図書館の仕事をきちんと手渡したいという焦りもあり、次第に消耗し、気力を失い、体調を崩しました。日野を離れて 10 年強、公立の学校の変化も実感しました。これまでもさまざまなことは確かにあって、その都度乗り越えてきたはずの自分が、何より辛かったのは、生徒に資料を手渡すという仕事から遠ざけられてしまったことです。

４．最後に

学校図書館員が不在だった学校の蔵書は、セット購入や担当教諭の教科に関わる資料が多く、また学校図書館員が一人で何校も兼務している自治体もたくさんあります。公立の小・中の学校図書館員の置かれている立場は

さまざまです。支援センターが置かれている自治体も増えてきています。社会保険を取り入れた自治体もでてきたことは嬉しいです。

学生時代に授業で聞いた前川恒雄氏の言葉「司書は本に奉仕するのではなく、利用者への図書のサービス業だ」を心に置いて、「学校司書」として一人ひとりの児童生徒へ資料の手渡しをする仕事に誇りをもって、「専門・正規・専任」であるべきだと思ってきた 20 年間でした。

学校図書館に勤務する人が自立できる職業であってほしいです。収入や社会保険があって保障されてこその専門職です。養成機関の変革も考えていただきたいです。

そして恨みつらみを述べたいために、この原稿をお引き受けしたのではないことも最後に申し上げます。学校図書館で非正規職で働いている方々や学校図書館員をめざしている若い人のお役に少しでもたちたい、学校図書館のあり方が少しでもいい方向に向かうためにお役にたてればという思いでおります。

公立高校図書館職員実態調査 2013　調査結果分析

2013.12　日本図書館協会学校図書館部会

１．ほとんどの県・政令市が、何らかの形で、学校司書を置いている。
２.文科省統計の推移と合わせて考えると、正規職員が減少し非正規雇用が増加していると言える。
３．正規･非正規とも図書館の仕事を専任としている県・政令市が多く、他業務と兼務の県・政令市は少ない。
４．非正規の場合、週あたりの勤務時間は「31 時間～40 時間」が圧倒的に多く、学校司書の職は、質量ともに正規職員に相当する職務であることが推定される。
５．２校以上の複数校兼務はほとんどない。
６．職種は、事務職と教育職（実習助手）の二つの置かれ方がある。
７．事務職の場合、司書専門職の場合と、一般事務職員の扱いの場合がある。
８．実習助手の場合、「司書」「図書」などの職種的な区分がある場合と、一般の実習助手と同じ扱いの場合がある。
９．事務職で一般事務職扱いの場合、事務室の職務と兼務となる県・政令市がある。また、継続して図書館を担当できるかはこの調査からは不明である。
10．実習助手の場合、「実態としては専任の学校司書がいるが教育委員会として把握していない」と答えるなど、その存在を認められていないかのような扱いをする県がある。
11．実習助手の場合、他の業務との兼務となる県・政令市がある。また、継続して図書館を担当できるかはこの調査からは不明である。
12．事務職の場合、司書資格を要する県・政令市が多いが、実習助手の場合、ほとんどの県・政令市で資格を問うていない。
13．地域差が激しい。
14．派遣や委託はごく一部である。

《分析結果から》
１，３，４，５から、学校司書は、専任・正規の専門職種とすべきと言える。

しかし、2，6～14からは、そのような望ましい状況とはほど遠い現状がうかがえるので、専門・専任・正規を制度的に保障する学校図書館専門職制度の創設と関連法制度の整備が急務と言える。

JLA 公立高校図書館職員実態調査について

1.この調査は、都道府県及び高等学校を設置している政令指定都市（及び一部の市）を対象として、学校司書（司書教諭とは別の、学校図書館の職務を主として担当する職員）の配置や雇用条件等の実態を調査したものである。

2.この調査は、日本図書館協会学校図書館部会が、各都道府県及び高等学校を設置する各政令指定都市の教育委員会に調査協力を依頼して実施したものであり、以下はその回答を分析したものである。

3.この調査の基準日は 2013 年 5 月 1 日現在である。2013 年 7 月 25 日付で、9 月 30 日を回答期限として、各教育委員会に依頼した。

《『はだしのゲン』問題の余波》

『はだしのゲン』閲覧制限問題をめぐって

部会幹事　堀岡秀清＋高橋恵美子

2012 年に島根県松江市議会は「陳情第 46 号　松江市の小・中学校の図書室から『はだしのゲン』の撤去を求めることについて」を審議，9 月定例会では継続審議，12 月定例会では不採択とした。しかし 2012 年 12 月と 2013 年 1 月，松江市教育委員会（事務局）は市内小・中学校の学校長に対し『はだしのゲン』の閉架措置を求めた。

2013 年 8 月，マスコミ各社がこの問題に関して報道，8 月 21 日の定例記者会見で下村文科相は「通常の権限の範囲内の行為であり，法令上の問題点はありません」「学校に対して市教育委員会がそのような要請をしたことについて，特段の問題があるというわけではありません」と述べた。

8 月 26 日，松江市教育委員会は教育委員による臨時会を開催，①内容及び表現，②子どもの知る権利，③著者の表現の自由，④学校と教育委員会の関係，⑤教育委員会会議と教育長の関係（教育長というのは事務局との関係も含む），⑥手続き等，討議項目に沿って話し合われた。審議の結果，「手続きに不備があることから，漫画図書『はだしのゲン』の取り扱いについては，平成 24 年 12 月 17 日前の状態に復することが妥当である。復した後の取り扱いについては学校の自主性を尊重する」「結論を実行に移すことについては，教育長に委ねる。実行の方法については，教育委員会会議への報告を求める」と決定した。

この間，松江市には様々な意見が寄せられた。日図協は 8 月 22 日，図書館の自由委員会名で，松江市教育委員会委員長と教育長に対し要望書を提出した。

その後，他の地域でも所蔵調査が行われたり，閲覧制限を求める請願や自由閲覧を求める請願が出されたりするなど，現在も波紋を広げている。

【東京都の場合】

2013 年 8 月 22 日，各地区に設置された学校経営支援センターを通じ，都教育庁から，都立高校各校の『はだしのゲン』の所蔵状況

に関する調査が実施された。内容は①本またはＤＶＤを所蔵しているか，②全巻そろっているか，③所蔵している場合，閲覧制限をしているか，という３点であった。

東京都高等学校教職員組合は即日，文書による「『はだしのゲン』の調査に関わる申し入れ」を行った。

2014 年 1 月 9 日，都教育委員会において『はだしのゲン』に関わる請願が審議された。学校図書館からの撤去を求める請願が３件（３団体），自由閲覧を求める請願が９件（７名，２団体）提出されていた。

「請願に対する回答」では，「学校図書館においては，児童・生徒に幅広い知識と教養を身に付けさせるべく，様々な図書館資料が置かれることが必要である」「校長は，学校における教育活動をはじめとする校務について権限と責任を有しており，図書館資料の選定についても同様」「（教育委員会としては）学校図書館のあり方を踏まえつつ，校長による図書館資料の選定事務が適切に行われるよう取り組んでいく」とした。また，『はだしのゲン』の内容に関して「客観性やバランスのとれた教科用図書とは異なる」としながらも「暴力的な表現など，その一部に教育上の配慮が必要な表現がある」「（読書指導は）児童・生徒の発達段階に応じて適切に行われなければならない」とした。さらに「教育基本法や学習指導要領等にのっとり，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度や，国旗・国歌の意義等について，児童・生徒を正しい理解に導くよう」「指導・助言を行ってまいります」と結んだ。

東京新聞 2014 年 2 月 21 日付によれば，都内の各教育委員会や議会に合計 11 件，『はだしのゲン』の撤去を求める請願が出されている（東京新聞調べ）。他にも電話やメールで意見が寄せられているケースもあるという。千代田区，港区，新宿区，練馬区，大田区，西東京市は「不採択」や「（請願に）応じない回答」，中野区教委は審議予定，足立区議会では賛否の意見があり継続審議となっている模様である。　（堀岡記）

【神奈川県の動き】

2013 年 8 月 27 日　高校教育指導課長名で県立高校へアンケートがおりた。タイトルは、「学校図書室における漫画「はだしのゲン」の扱いについて」、設問は、貴校の図書室に漫画「はだしのゲン」を配架していますか。1 開架している　2 存在するが開架していない 3 存在しない。回答期限が翌日 8 月 29 日までで、管理職から口頭で尋ねられた学校も多かった。8 月 31 日 学校司書専門委員会が開催され、調査目的について、本部執行役員より問い合わせてもらう。答は、とりあえず議会で質問が出たときのための実態把握のためである、とのことだった。

10 月 3 日 県議会常任委員会で、県内小中高校の開架状況を説明。10 月 4 日 産経新聞が記事を掲載。10 月 22 日　学図研神奈川の ML で、自民党県議団が文教常任委員会で、教育委員会での検討を要請し、教育委員会が臨時に開催されることになったという情報提供があった。実際に検討がおこなわれたのかは不明である。

10 月 25 日 いくつかの学校で、管理職から司書に選定基準、廃棄基準があるか、ない場合作成するように、との話がされた。県の校長会議かなにかで、話が出たらしい。ただし正式な指示や文書はなし。詳細は後日と言われたらしいが 12 月 3 日現在もなし。（学校司書専門委員会委員長池内さんより情報提供）

2014 年 3 月 11 日、日本図書館協会常任理事会にて「はだしのゲン」有害指定図書についての報告があった。「新しい歴史教科書をつくる会神奈川支部」が神奈川県県議会の県民企業常任委員会と文教常任委員会に、「はだしのゲン」について、県条例で定める有害図書

への指定や、子どもの発達段階に応じた閲覧への配慮を求める陳情を 2 月 13 日付で提出した。msn 産経ニュース 2014.2.27　21.55 ではこの陳情について「県議会に提出したことが、27 日分かった。」と報じている。陳情の理由として、「①日本軍のねつ造残虐行為を、あたかも事実であるかのように描かれている。②天皇に対する侮辱と罵り雑言が書き連ねている。③国歌・君が代の否定である。④原爆の悲惨さを描いたはずのマンガに、原爆投下を肯定する記述がある。⑤根拠のない、誤った歴史が事実として多数描かれている。」をあげている。

この陳情に対し、読書の自由を守る市民の会が「マンガ「はだしのゲン」自由閲覧のお願い」(2014 年 3 月) を神奈川県議会議員にあてて提出したようである。また読書の自由を守る市民の会より参考意見を求められた図書館の自由委員会は、3 月 8 日付「マンガ『はだしのゲン』自由閲覧のお願い」についての参考意見を出した。この参考意見は常任理事会議事次第に資料としてつけられた。(高橋記)

日本図書館協会　学校図書館部会　近畿ブロック集会報告

『今こそ考えよう 学校図書館　～ 学校図書館法成立から 60 年 ～』

谷嶋　正彦

1953 年に制定された学校図書館法（以下、学図法）は、今年で 60 年を迎えた。その間、学校図書館への“人”の配置は進んできたが、未だに、教育に活かされる学校図書館活動が、すべての学校で実現しているとは言えない。学校司書法制化の動きがある今、学図法の趣旨を振り返り、これからの学校図書館を考えようと、『今こそ考えよう 学校図書館～学校図書館法成立から 60 年～』をテーマに、2013 年 11 月 10 日私立灘中学校・灘高等学校に於いて近畿ブロック集会が開催された。参加者は 85 名だった。以下はその概要である。

1．講演

『学校図書館法の制定 60 年と今に続く課題 ～学校図書館専門職員の問題を主に～』

塩見昇（大阪教育大学名誉教授）

学図法が 1953 年に制定されて 60 年が経過した。新教育を進めるために不可欠な教育環境として学校図書館を整備するうえで、当時の関係者が強く願った“人”と“金”の公的保障に確かな根拠を得ることが法制定の狙いであり、1953 年 3 月に上程されるはずであった。これを私は「幻の学図法」と呼んでいる。しかし、教育の理念と財政の壁をめぐる変化と乖離が法の制定過程を左右し、1953 年 7 月に成立した学図法では、“人”と“金”に関する規定を条文上作ったが、実態としては限りなくゼロに近いレベルに留まってしまい、大きな遺恨を残しての誕生となった。

いま多くの学校で配置されるようになったいわゆる「学校司書」は、法規上の明示が全くなく法的には存在しない、確かな足場をもたない人ではあるが、学校図書館の実質的な活動を担っている。2012 年初めて国が学校図書館担当職員のために国庫から一定の負担をする地方財政措置を実施している。この措置を徹底するためには法的に明示する必要があり、今回の学校図書館担当職員の法制化になってくる。

しかしながら、今回の「骨子案」では、これまで半世紀をかけて苦労をし、一定の蓄積が見えてきた学校図書館運動の成果を将来に活かし、より好ましい学校図書館づくりを考

えていく上において、その担い手となる学校図書館専門職員像を描くのに決してプラスになることはない。

学校図書館の専門職員は、図書館が持っている力､図書館の教育力をできるだけ活用し、授業をつくる教師と生徒の求めに応じて、教師とともに教育をつくる専門家であり、図書館司書を足場にした専門家であるべきだ。

参考:『図書館雑誌』2013 年 11 月号に「学校図書館法 60 周年 － 今、求められる学校図書館職員像」というテーマの特集記事が組まれている。塩見氏の「学校図書館法と学校図書館の歩み　専門職員整備の視点を主にして」が掲載、今回の講演とも重なる。

２．実践報告

『ふだん使い”の学校図書館をめざして　～司書と司書教諭が広げる学校図書館活動～』

谷口香奈（豊中市立北丘小学校司書教諭）

山北郁子（豊中市立北丘小学校司書）

北丘小学校では探究型調べ学習に取り組んでいる。取り組みに至る前には授業の空き時間を利用し、週 1 時間の打ち合わせ時間の確保を図書館担当者で行っている。具体的には 5 年生で探究型学習“ライスプロジェクト”(米の栽培から収穫までを実際に体験するとともに、資料から米に関する事がらを学んでいく総合学習）を通しての取り組みを行った。この一連の流れを「きめる」「あつめる」「えらぶ」「まとめる」の段階に分け、司書と司書教諭それぞれの関わりについて具体的な説明があった。また、この実践は校内教職員研修においても広めることができている。

校内で図書館教育の実践ができるのは、公共図書館や他校の学校図書館との連携体制が整っていることや校区内で図書館担当者が集まり「学校図書館小中連携会議」を行い、子どもたちの学びを縦にしっかりつなげていく図書館活動を模索していることなどの報告もあった。

学校図書館教育は司書教諭だけ、あるいは学校司書だけが進めるのではなく、両者がその専門性を活かして図書館教育についてともに考え、働くことが大切である。そのためには、年度初めに校務分掌を決める際、図書館教育と図書委員会の担当に司書教諭と学校司書の両者が入ることが、円滑な図書館活動の展開につながる。それが、学校図書館が読書センター、学習・情報センター、教員支援センターとして“ふだん使い”されていくことになる。

３．実践報告

『授業と資料をつなぐ　～俳句づくりで、自分の心を表現する～』

是近知恵子（岡山市立香和中学校司書）

読みたくなった時に、自分の好きなタイミングで借りたり予約したりすることができるように、図書館はいつでも開いている。「日々のふれあい」を大切にし、「生徒のニーズに応える図書館」を目指し日常的に活動を行っている。

2012 年度、中学 3 年生の俳句づくりにおいて、担当教諭から「学習発表会で展示発表ができるような俳句づくりをしたい」との要請で資料提供を行った。俳句に関する集めた資料の中から、できるだけ生徒が共感できる作品を紹介するよう心がけた。教諭と司書で生徒の中をまわり､生徒に積極的に声をかけ、相談しやすい雰囲気を作った。できた作品は学習発表会で展示され、生徒たちは照れながらもお互いの作品を批評しあい楽しんでいた。2013 年度には作りっぱなしではなく推敲を重ねること、テーマを修学旅行に絞り作品づくりに取り組んだ。

普段親しんでいる図書館を学習で利用し、「勉強に役立つ図書館」であることも体験す

ることで、図書館への信頼が増し、また日常の貸出へとつながっていく。このような循環が、思春期の生徒たちが「自分の心をみつめて俳句を詠む」ことを可能にしている。

4．参加者による討議・意見交換

次の４つの柱を立てて、学校図書館職員像を我々がどのように共有していくのかということに論点を絞って話し合われた。

① 学図法成立当時に学校図書館に期待されたものは何だったのか
② 機能しない司書教諭に代わって配置された学校司書に何が期待されたか
③ 豊中と岡山からの実践報告から、日常的な学校図書館活動を支える学校司書像とはどうゆうものなのか
④ これからどんな学校図書館職員像が望まれるのか

各地の状況や公立図書館と学校図書館間の人事交流について、専任・専門・正規でない職員からの発言、教員養成について…などから、上記論点に触れる意見が出された。読書の自由や知る自由の保障、教科学習への支援・協働、教諭との TT など学校図書館の職員が関わる部分は大きく、これらを実現するためには「専任・専門・正規」の職員が必要だということは、誰もが合意できる。法改正する側も学校図書館を良くしたいと思っているには違いないけれども、それぞれが抱いているイメージに少しずつズレがある。相互理解を重ね、これからも時間をかけて考えていかなければならない問題である。

JLA 学校図書館部会　近畿ブロック集会に参加して

尼崎市立塚口小学校　司書　本橋範子

学校図書館法の成立の経緯から 1997 年の法改正とその評価、今度の改正法案に対する危惧、学校図書館員とはどういう専門家なのかという職員像、大きくはこの三点について語られた。その後、具体的な例を示すような小学校と中学校の実践報告が行われた。

学校図書館は、戦後教育の申し子として生まれた。学校教育法に則り、学習教材センター、教科書から広がる学習の支援を行う場として設置された。これは、とても興味深いお話だった。

しかし、実際の学校図書館法は、政治の中で翻弄されて成立し、1997 年の改正でも司書教諭が教諭をもって充てられた。その不十分さから、正規でない１年契約の司書が全国の多くの小中学校に存在するという現在に至ったのだ。今までの経緯と先人の努力の上にいる自分の立ち位置を教えていただいた。

そして、今度の改正法案が読書振興の域を出ておらず、図書館の機能を矮小化しているとも語られた。これが改正法案に対する危惧の正体と思われる。私が利用者だった小中学校の図書館、司書が入って１年目の今の職場の図書館、どちらも読書センターとしては市民権を得ているが、学習教材センターとして認識されているかは疑問である。もし、その機能が一般の人にも理解されていたら、出てきた改正法案も違うものだったかもしれないと思う。学校図書館には、二つの機能を、推し進めていける職員が求められている。

実践報告については、職員像の話のあとだったので、その視点のまま聞いた。二つの報告とも、図書館の日常の活動、先生方や子どもたちとの関わりの上に、教科に寄与する実践があるのを示していた。小学校の発表では、自分の教科以外でも司書教諭が図書館を使った授業に積極的に関わっているのが印象的だった。中学校は、図書の時間がない難しさが

ある。生徒に発表の場を作り、アウトプットに向けての調べ物がとても効果的だという話は、大きなヒントになった。先生であれ司書であれ熱意をもって活動する職員が、図書館の可能性を広げている。

討議の場では、不安定な身分の学校司書の参加が少ないのを感じた。改正法案の影響を一番強く受けるはずなのに、それらの司書の多くは、法改正の動きすら知らない。図書館団体に所属していないから、情報が届かないのだ。「日々のことで精いっぱい、余裕ないから…。」とよく聞く。一方、改正法案をより良いものになるよう活動をしているのは、この会に参加している正規やそれに比較的近い司書たちだ。この矛盾!!図書館団体は、数として無視できない不安定な身分の学校司書たちと今後どう向き合っていくのかが、大きな課題ではないだろうか。

最後になりましたが、この会を主催して下さった日本図書館協会の方々に感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

◎　ブロック集会はどの地域でも開催できます。希望がありましたら、学校図書館部会までご連絡ください。

報告詳細は、記録集をご覧ください。

問合せ先：谷嶋正彦（大阪信愛女学院図書館）
連絡方法：e-mail：mtani@osaka-shinai.ac.jp
販売価格：300 円〈送料：80 円（メール便）〉

幹事会からのお知らせ

◎　学校図書館部会総会

日時　2014 年 5 月 31 日(土)　14:00～16:00
会場　日本図書館協会 2階・研修室

＊なお、今年も午前中に学習会を開催します。こちらにもぜひご参加ください。↓

学習会「文科省調査研究協力者会議報告書を読む。
（10:30 開場　11:00～12:30　日本図書館協会　2階・研修室にて）

＊総会に引き続き、幹事会も開催します。幹事会は部会員なら誰でも参加できます。

◎　第４３回　夏季研究集会

日時　2014 年 8 月 8 日(金)～9 日(土)
会場　さいたま市民会館大宮・小ホール（埼玉県さいたま市）

＊内容については、現在調整中。総会後には、開催要項を配布する予定です。

◎　幹事会はどなたでも参加いただけます。

学校図書館部会は、幹事会を開いて様々な話し合い、運営をしています。学校図書館部会員であればどなたでもご参加いただけます。開催日時などは下記までお問い合わせ下さい。

◎　ホームページ開設のお知らせ

学校図書館部会ではホームページを開設しています。日本図書館協会のホームページから開くことができます。
http://jla.or.jp/divisions/school/tabid/199/Default.aspx

◎　学図部会メーリングリストへのお誘い

学校図書館部会では、部会運営を部会員の皆様に開かれたものとし、また、皆様からの意見を部会運営に活かすために、メーリングリストを開設しております。部会員であればどなたでもご参加頂けます。参加希望の方は、部会メールアドレスへご連絡ください。

参加にあたっては、⑴氏名（本名）　⑵日本図書館協会の会員番号（図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています）⑶所属（ない方は不要）　⑷メールアドレス　をお知らせください。提供いただいた個人情報は当部会「個人情報保護方針」（ＪＬＡ学校図書館部会ホームページ参照）にもとづいて管理いたします。

◎　学校図書館部会では皆様からのご意見・ご提案を募集しています。

下記までご意見や「会員の広場」、「本来望ましい職員制度」などの原稿をお寄せください。

連絡先：部会長　高橋恵美子
〒252-0318
神奈川県相模原市南区上鶴間本町 6-7-3-303
Tel. 042-743-1449（Fax 共通）
E-Mail：gakutobukai@jla.or.jp